

訪問看護ステーション パンダ運営規程

（事業の目的）

第1条 株式会社 PandA（以下「事業所」という。）が開設する訪問看護ステーション パンダ（以下「ステーション」という。）が行う指定訪問看護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、ステーションの看護師その他の従業員（以下「看護師等」という。）が、要介護状態にあり、かかりつけの医師が指定訪問看護の必要を認めた高齢者に対し、適正な指定訪問看護を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 ステーションの看護師等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

- 一 名称 訪問看護ステーション パンダ
- 二 所在地 熊本県玉名郡南関町大字関村 1252-1

（職員の職種、員数及び職務内容）

第4条 ステーションに勤務する職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

- 一 管理者 看護師 1 名
管理者は、ステーションの従業員の管理及び指定訪問看護の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。
- 二 看護師等 常勤加算 2.5 名以上の看護職員を置く。
看護師等は、指定訪問看護の提供にあたる。

（営業日及び営業時間）

第5条 ステーションの営業日及び営業時間は、次のとおりである。

- 一 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び 12 月 30 日から 1 月 3 日までと 8 月 13 日から 8 月 15 日までを除く。
- 二 営業時間 午前 9 時から午後 6 時までとする。
- 三 電話等により、24 時間常時連絡が可能な体制とする。

（訪問看護の内容）

第6条 指定訪問看護の内容は次の通りとする。

- 一 病状・障害の観察

- 二 清拭・洗髪等による清潔の保持
- 三 食事及び排泄等日常生活の世話
- 四 褥瘡予防・処置
- 五 リハビリテーション
- 六 ターミナルケア
- 七 認知症患者の看護
- 八 療養生活や介護方法の指導
- 九 カテーテル等の管理
- 十 その他医師の指示による医療処置

(利用料等)

- 第7条 指定訪問看護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、指定訪問看護が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。
- 2 死後の処置料は、12000 円とする。
 - 3 前二項の費用の支払を受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

- 第8条 通常の事業の実施地域は、南関町、和水町、とする。

(緊急時等における対応方法)

- 第9条 看護師等は、訪問看護を実施中に、利用者の病状に急変、その他の緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。
- 2 看護師等は、前項について、しかるべき処置をした場合は、速やかに管理者および主治医に報告しなければならない。

(苦情処理)

- 第10条 管理者は、提供した指定訪問看護に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

(事故発生時の対応)

- 第11条 事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。
- 2 事業者は、サービスの提供に伴って、ステーションの責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。

(個人情報の保護)

第12条 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためにガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努める。

- 2 事業が得た利用者の個人情報については、ステーションでの介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第13条 利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため 次の措置を講ずるものとする。

- 一 虐待を防止するための対策を検討する定例委員会の設置、従業者に対する研修会の実施
- 二 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- 三 その他虐待防止のために必要な措置（指針の整備）

- 2 サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(ハラスメントの対応)

第14条 適切なサービスの提供を確保する観点から、職場におけるハラスメントや、利用者又はその家族からのハラスメントにより、就業環境が害される事や、サービスの質の低下、信頼関係の悪化を防止するため措置を講じる。

(衛生管理)

第15条 従業者の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

- 2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - 一 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - 二 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
 - 三 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(その他運営についての留意事項)

第14条 事業者は、看護師等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 一 採用研修 採用後 1 か月以内
- 二 継続研修 年 2 回
- 2 従業者は業務上知りえた利用者またはその家族の秘密を保持する。
- 3 事業者は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容をする。
- 4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は株式会社 PandA とステーションの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、令和 1 年 9 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 5 年 7 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から改訂施行する。